矢板市被災者支援システム導入業務仕様書

1　業務名　矢板市被災者支援システム導入業務

2　履行期間　契約締結日から令和９年３月31日まで

3　履行場所　矢板市役所

4　業務目的

本業務は、災害時において被災者が各種支援に迅速かつ確実に受給し、早期の生活再建及び地域全体の復興が実現できるよう、住家被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成等の業務を一元的に担うシステムを構築し、迅速かつ公平な被災者生活支援業務体制を確立することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び業務委託契約書によるほか、以下の関係法令等に準拠するものとする。

⑴　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
⑵　災害救助法（昭和22年法律第118号）
⑶　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
⑷　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当）策定）
⑸　矢板市地域防災計画
⑹　その他関係法令等

5　適用範囲

本システムは、災害発生時に庁内各部署、被災地外から来る応援職員及び被災市民（オンライン申請利用時）によって利用されるものとする。

6　業務概要

⑴　被災者支援システムの構築
⑵　モバイル端末等での住家被害認定調査の使用環境の構築
⑶　システム環境の構築および運用テストの実施
⑷　住基・家屋データ変換作業及びデータ移行支援、基本データ変換ツールの構築
⑸　操作マニュアル・運用マニュアルの作成、および研修の実施
⑹　その他、システム構築・運用に必要な作業

7 基本的要求仕様

被災者支援システムは、LGWAN-ASPサービス等を活用したクラウド型システムとし、管理端末のWebブラウザからLGWAN等を介してデータセンターに設置するサーバ群にアクセスする仕組みとすること。

モバイルシステムは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末からインターネット回線等を介してデータセンターにアクセスする仕組み（Webブラウザまたはネイティブアプリ）で動作すること。

利用者数（ライセンス等）やアカウント・IDは、平時及び災害時の用途・規模に応じて、増減できる仕組みとすること。また、多数の職員（被災地外からの応援職員を含む）が同時に利用できる性能を有すること。

8 機能要件

⑴ システム全般

住家被害認定調査から罹災証明書発行、被災者台帳による支援に至るまで、一連の流れで運用できる機能を有すること。

クラウド上で調査写真や調査票画像などを格納・管理でき、被災者支援システムから参照できること。

住民基本台帳情報や家屋台帳情報等の取込にあたっては、国が示す標準準拠システムのデータレイアウトに対応すること。なお、標準準拠レイアウトでの提供ができない場合でも、独自ツール導入等により追加費用がかからないようにすること。

⑵ 住家被害認定調査機能

調査計画書の作成が容易に可能なこと。専門知識のない職員でも効率的に被害判定ができる調査策定支援機能を有すること。モバイル端末を活用し、現地調査の位置情報登録やデータ入力を行えること。

作成した調査データをオンラインで、クラウドシステムに迅速に送信できること。

⑶ 罹災証明書発行機能

被害認定調査結果及び住民・家屋情報を的確に突合し、遅滞なく罹災証明書を発行できること。建物所有者向けの被災証明書の発行にも対応していること。

⑷ 被災者台帳作成・管理機能

内閣府「被災者台帳の作成等に関する実務指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」等を踏まえ、支援金の給付、税や公共料金の減免等、庁内横断的な支援の状況をデータベース化して一元管理できること。

住家被害認定調査の判定結果と被災者台帳上の支援対象者を自動的に紐付けることができ、必要に応じ、支援項目の追加や進捗管理が柔軟に行えること。

⑸ 被災者からのオンライン申請機能

被災者が、スマートフォンやパソコンを使って、被災した建物の写真や被害状況をオンラインで送信し、罹災証明書のセルフ申請ができること。

9 非機能要件

⑴ 可用性・業務継続性

大規模災害発生時においても確実にシステムが利用できる業務継続性を有すること。

⑵ セキュリティ

多要素認証等の不正アクセス防止策、通信のSSL/TLS保護、バックアップと迅速なデータ復旧体制（通常障害・大規模障害の目標復旧時間・時点の設定）を講じること。データの保管場所は日本国内とし、ISMAPクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスを使用し、セキュリティ体制に万全をきすこと。

⑶ 法改正・バージョンアップ

関連する法制度改正の動向にあわせ、柔軟かつ速やかにバージョンアップが可能なこと。

10 保守・サポート体制

クラウドサーバ使用料、セキュリティソフト使用料、システムの維持・管理に必要な費用を含む適切な保守体制を構築すること。

システムの操作方法等の問合せには、平日時間帯とし、随時対応するものとし、導入前後の職員向け操作説明や、災害時におけるサポート体制を万全に整えること。

11 マニュアル作成

⑴ 被災者支援システム及びモバイルシステムについて、操作画面のキャプチャや写真を用い、初めて使用する職員でも理解しやすい操作説明書を作成すること。利用者用（調査主体）と管理者用（ユーザ管理等まで記載）の２種類を作成し、電子データ（必要に応じ印刷物）で提供すること。

⑵ 運用マニュアル

システムの概要、構成、利用イメージ図等をわかりやすくまとめ、利用者が速やかに趣旨を理解して業務を実施できるものとすること。

12 研修

システム全体の流れから住家被害認定調査、罹災証明書発行、被災者支援の業務管理や台帳作成の概要を説明する研修を実施すること。